

アーバンリゾート I 番館ロッカールーム利用細則

第1条(総則)

この細則はアーバンリゾート I 番館管理組合規約第18条の規定に基づき、区分所有者の安全確保と良好なリゾート環境維持を目的に、アーバンリゾート I 番館内のロッカールームを管理・運営するために必要な事項を定める。

第2条(区画)

アーバンリゾート I 番館管理組合(以下「組合」とする)はロッカールームとして別紙に定める区画を設定し、組合が承認した者が、定められた期間利用することを認める。

第3条(利用制限)

ロッカールームを利用できる者は、当管理組合の区分所有者が利用を認めた者に限る。ロッカールームは原則として1住戸につき1区画とする。

ロッカールーム・駐輪場どちらかだけご利用して頂きます、

ロッカールーム・駐輪場両方借りたい方は、どちらか一方にお申込みをいただき、10月1日以降空きが有る場合のみロッカールーム・駐輪場両方借りて頂きます。その際ロッカールームはロッカー大または小に限定いたしません。スペースに限りがありますので譲り合って利用して下さい。

第4条(ロッカールーム使用許可期間)

ロッカールーム使用許可期間は、10月1日～翌年9月29日とする、ロッカールーム許可期間の更新は出来ません。

管理者が定める期間（1週間程度）を解放確認日とし時期の運営に備えます。

第5条(ロッカールーム使用申込)

ロッカールーム使用を望む区分所有者は、事前に所定の書面をもって組合に申請する

管理者が毎年指定する期間にインフォメーションセンターにお出し下さい。

抽選以降は空きが有る場合は先着順に借りて頂きます。

第6条(公開抽選)

公開抽選日は管理者が指定する日時に行います、事前に日時は公表します。

第7条(ロッカールーム保証金の納付)

ロッカールーム利用者は、利用許可書と引き替えに保証金を前納して頂きます。

第8条(ロッカールーム利用料・保証金の徴収)

ロッカールーム利用者からロッカールーム保証金を徴収いたします。

ロッカールーム利用保証金は大10000円・小5000円とする。

第9条(保証金の返金)

ロッカールームの明け渡しを確認された翌々日以降に返金します。

期間満了の翌日までに退去されない場合保証金の5000円返金いたしません。

第 10 条(期間満了)

ロッカールーム利用許可期限が切れた場合は、直ちに係員により移送保管します、その際チェーン等で固定されている場合は切断いたします、移送保管した場合は手数料及び保管料を 1 日あたり 5 0 0 円いただきます。(移送保管された荷物を 6 ヶ月以上引取りがない場合は、放置されたものとして処分いたします。その際処分代金及び保管料を請求させていただきます。)

第 11 条(使用の禁止)

移送保管された荷物を撤去されない方や、移送保管の手数料及び保管料それに処分代金を精算されない場合は、精算されるまで駐輪場・ロッカールーム及び車の駐車場の使用を禁止します。

第 12 条(ロッカールーム保証金の変更)

総会の決議において保証金を変更出来るものとする。

第 13 条(ロッカールーム移送保管料の処置)

組合は納入された移送保管料を組合の管理費に繰り入れるものとする。

第 14 条(賠償責任)

組合は、天災地変、盗難、その他の事由の如何を問わず、ロッカールーム利用者がその保管物につき被った損害の責を負わないものとする。

ロッカールーム利用者もしくはその関係者が、故意または過失によってロッカールーム施設などに損害を与えたときは、当人の負担により組合の指示に従い現状に修復するか、もしくは修復に要する費用を組合に賠償しなければならない。

第 15 条(ロッカールーム利用取消し)

ロッカールーム利用者が期間の途中でその利用の取消しを願うときは、書面をもって、取消し予定の 1 ヶ月前までに組合に届け出るものとする。

第 16 条(禁止行為)

ロッカールーム利用者は、次の各号に定める行為をしてはならない。

- 一.ロッカールームを損傷するような行為。
- 二.ロッカールーム内に発火性引火性のある物品の持ち込み、またみだりに火気を利用するなど
の危険な行為。
- 三.ロッカールームをロッカールーム以外の用途に利用すること。
- 四.他の荷物を汚損または損傷するような行為。
- 五.居住環境を乱す悪臭や騒音を発する行為。その他居住者または利用者に迷惑をかけるような行為。
- 六.指定された区画外に荷物を放置すること。
- 七.腐敗する物や薬品その他危険物を置く行為。
- 八.リサイクル料金のかかる品物を置く行為。
- 九.前各号のほか、管理上の必要により組合の定める禁止行為。

第 17 条(ロッカールーム利用許可取消し)

組合は、ロッカールーム利用者が利用細則の条項に違反したときは、直ちにロッカールーム利用許可を取り消す。

第 18 条(ロッカールーム廃止と明渡し)

組合が、総会の決議を経て、ロッカールームの廃止を決定したときは、利用者は当該区画を明け渡さなければならない。

第 19 条(細則の疑義および細則外の事項)

当細則に疑義が生じた場合、または細則に定めない事項については、管理者が検討し、対処するものとする。

第 20 条(細則の改廃)

当細則の改廃は、総会の決議を持って行われるものとする。

以上

本細則は、次の各号の日から改正の効力を発する。

- (1) 2014年8月9日改定
- (2) 2016年8月20日改定